

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容		文書提出命令等の不服従者への療養給付の制限
根拠法令等及び条項		国民健康保険法第63条
処分基準	根拠条項	国民健康保険法第63条
	参考事項	国民健康保険法第66条、栃木市国民健康保険規則第51条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定
		平成 年 月 日最終変更
【 基 準 】		<p>国民健康保険法抜粋</p> <p>第63条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。 (強制診断等)</p> <p>第66条 市町村及び組合は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。</p> <p>栃木市国民健康保険規則抜粋 (給付制限の期間)</p> <p>第51条 法第62条及び第63条の規定に基づく保険給付の制限は、10日を基準として行うものとする。</p>